

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、袋井市上山梨沿道整備土地区画整理事業の施行を認可した。

平成28年8月26日

静岡県知事 川勝平太

- 1 事業の名称
袋井市上山梨沿道整備土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
袋井市
- 3 事業施行期間
平成28年8月26日（施行認可公告の日）から平成33年3月31日まで
- 4 施行地区に含まれる地域の名称
袋井市大字上山梨字森ノ内、字下川原、字中川原、字金屋敷、字上川原入分、字古町の各一部
袋井市上山梨二丁目の一部
- 5 事務所の所在地
袋井市新屋一丁目1番地の1（袋井市役所内）
- 6 施行認可の年月日
平成28年8月26日
- 7 施行者の住所
袋井市新屋一丁目1番地の1（袋井市役所内）
- 8 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
ただし、初年度は施行認可公告の日から同年度の3月31日までとする。
- 9 公告の方法
施行者の事務所の掲示場に掲示して行う。